

令和3年8月20日

御代田町排水設備指定工事店の指定の効力の停止措置について

令和3年8月20日付けで、下記のとおり御代田町排水設備指定工事店の指定の効力を停止しました。

記

1 事業者名等

指定番号	事業者名	所在地	指定の効力の停止期間
56	株式会社 森角建材店	佐久市岩村田 3162 番地 10	令和3年8月20日から 令和3年11月17日まで

2 指定の効力の停止理由

排水設備工事に際し、合併処理浄化槽内の残水（汚泥）を適正に処理せず、敷地内に投棄したため、御代田町公共下水道条例第9条第1項第4号ハに該当し、同条第17条に違反することから、同条例第19条第1項の規定により指定の効力を停止しました。

3 指定停止効力期間

令和3年8月20日から11月17日まで（90日間）

令和3年8月20日

御代田町排水設備指定工事店の指定の効力の停止措置について

令和3年8月20日付けで、下記のとおり御代田町排水設備指定工事店の指定の効力を停止しました。

記

1 事業者名等

指定番号	事業者名	所在地	指定の効力の停止期間
70	株式会社 松井	軽井沢町大字追分 1532 番地 12	令和3年8月20日から 令和4年2月15日まで

2 指定の効力の停止理由

御代田町公共下水道条例第6条第1項の規定による申請書を提出せず、町長の確認を受けずに排水設備工事を着手及び完了したため、御代田町公共下水道条例第17条に違反することから、同条例第19条第1項の規定により指定の効力を停止しました。

3 指定停止効力期間

令和3年8月20日から令和4年2月15日まで（180日間）

令和3年8月20日

御代田町排水設備指定工事店の指定の効力の停止措置について

令和3年8月20日付けで、下記のとおり御代田町排水設備指定工事店の指定の効力を停止しました。

記

1 事業者名等

指定番号	事業者名	所在地	指定の効力の停止期間
71	有限会社 アクアテック	軽井沢町大字長倉 5011 番地 17	令和3年8月20日から 令和4年2月15日まで

2 指定の効力の停止理由

御代田町公共下水道条例第6条第1項の規定による申請書を提出せず、町長の確認を受けずに排水設備工事を着手及び完了したため、御代田町公共下水道条例第17条に違反することから、同条例第19条第1項の規定により指定の効力を停止しました。

3 指定停止効力期間

令和3年8月20日から令和4年2月15日まで（180日間）